

公共住宅建設工事共通仕様書（平成28年度版） Q & A

工種	編・章	節	細目等	質問内容	回答
共通	—	—	—	平成25年度版から変更・追加になった工法や仕様については、どの時点の発注から適用となるのか。	事連協としての適用日は定めておりません。
共通	—	—	—	共通仕様書（平成28年度版）本文で、機材の品質・性能基準の位置づけがなくなったが、どのような位置づけとなっているのか。	共通仕様書（平成28年度版）に対応した特記仕様書のひな形を新たに作成・公開をしており、機材の品質・性能基準は特記仕様書の中で、位置づけされています。
建築	4章	3節	4.3.3 打込み工法	既製コンクリートの打込み工法の本杭について、H25年度版に記載のあった「打込みは、ディーゼル、ドロップ又は油圧ハンマーを使用し、ハンマーの種類及び容量は特記による。なお、低騒音、低振動工法による場合は、特記による。」の記載がなく、JISA7201にも記載はないと思うのですが、削除理由はなぜでしょうか。	昨今、打ち込み工法の採用はほぼ無いことを前提として、公共建築工事標準仕様書と整合させています。なお、低騒音、低振動工法を採用する場合は特記で規定してください。
建築	4章	5節	4.5.3 材料その他	場所打コンクリート地業の材料その他について、H25年度版に記載のあった「AE減水剤標準形を使用する場合でも、単位セメント量の補正は行わない。」の記載が削除された理由はなぜでしょうか。	削除としても単位セメント量の補正を許容していないためです。
建築	4章	6節	4.5.3 材料その他	場所打コンクリート地業の材料その他について、H25年度版に記載のあった「コンクリートの打込みに支障を来すおそれのある場合は、監督員の承諾を受けて、所要スランプを21cmとし、単位水量の最大値を200kg/m <sup>3</sup> とすることができる。」の記載が削除された理由はなぜでしょうか。	4.5.3(b)(4)によることとしています。
建築	4章	6節	4.6.3 砂利及び砂地業	砂利等の厚さについて、標準仕様書に合わせて50mm→60mmに変更されておりますが、コストアップにつながるようにも見受けられませんが、50mmでは不可の理由はなぜでしょうか。	標準仕様書と整合を図っています。50mmとする場合は特記でご対応ください。
建築	4章	6節		H25年度版に記載のあった釜場が削除された理由はなぜでしょうか。	仕様書で定める事項でないとの判断から削除しています。
建築	6章	5節	6.5.1 一般事項	H25年度版に記載のあった、「骨材の試験を行う時期等は、JIS Q 1011～指針(レディーミクストコンクリート)による。」の記載が削除された理由はなぜでしょうか。	受入れ時の品質管理に関する要求事項ではないため削除しています。
建築	6章	6節	6.6.3 打継ぎ	打継ぎについて、「そのスパンの中央又は端から1/4の付近に設け」と中央以外の選択が可能となったが、これが一般的と考えてよいのか。	標準的な仕様と考えます。
建築	6章	8節	6.8.5 型枠の存置期間及び取外し	H25年度版では、支保工の存置期間は「スラブ下及び梁下とも設計基準強度の100%以上のコンクリートの圧縮強度が得られたことが確認されるまで」となっていたが、今回の改定で存置期間は材齢又は圧縮強度で定められており、スラブ下については、設計基準強度の85%又は12N/mm <sup>2</sup> 以上とされているが、これが一般的と考えてよいのか。	標準的な仕様と考えます。

工種	編・章	節	細目等	質問内容	回答
建築	6章	8節	6.8.5 型枠の存置期間及び 取外し	支柱は、原則として下部2層受けとし、コンクリート打設後7日間以上は打設した当該スラブ下及び梁下と、その下階のスラブ下及び梁下に存置する。とありますが、例えば、2階の躯体を打設(3階床まで打設)してから、7日間が経過し、かつ、スラブ下はF <sub>c</sub> の85%以上又は、12N/??、梁下はF <sub>c</sub> の100%以上であれば、2階の床スラブの支保工解体は可能という事でしょうか？又、1階部分の梁側、壁のセキ板はセキ板の最小存置期間に記載されている日数及び強度であれば解体できますか？	支柱等の解体については、記載いただきました内容で、基本的に考え方に間違いはありません。 ただし、スラブ下、梁下ともにコンクリートの圧縮強度で存置期間を決める場合は、設計基準強度のほかに「施工中の荷重及び外力について、構造計算により安全であることが確認されるまで。」と仕様書において記載ありますこと、ご注意ください。
建築	6章	14節	6.14.3 試験	「調合管理強度の管理試験は、6.9.3及び6.9.4に準じて行う。」とある。 また、6.14.1(d)では、「この節に規定する事項以外は、1節から9節までによる。」となっている。 9節試験では、6.9.1において、「軽易なコンクリート工事の場合は、監督職員の承諾を受けて、試験を省略することができる。」となっているが、14節にも適用させ、監督職員承諾のもと、試験を省略することができると判断して良いのか？ それとも、軽易な工事であっても、6.9.3及び6.9.4に準じて試験を行うべきなのか？	官庁営繕の工事監理指針で6.9.1において、「軽易なコンクリート工事」とは、「コンクリートの用途が特に重要でない場合」や「使用するコンクリートの量が少ないなどの工事」とされています。 軽易なコンクリート工事と判断されるような工事であれば、6.9.1を適用させ、試験省略の判断をすることは問題がないように思います。
建築	7章	3節	7.3.2 工作図	現寸図を作成した場合の監督員確認の記載が削除されましたが、監督員確認は不要ですか。	1.2.3(a)によります。
建築	7章	7節	7.7.3 スタッドの仕上り精 度	カラーとはなんのでしょうか。	溶接時にスタッドの周囲にできる余盛部位を指します。
建築	9章	7節	9.7.2 材料	平成25年度版では、外部建具回りで仕上げ材ありの場合シーリングの種類がPU-2となっていたが、平成28年度版では金属とコンクリートの組合せはMS-2となっている。バルコニー等手すり仕柱脚回りや設備機器用スリーブ等においてもMS-2を使用することとなるのか。	9.7.2(b)より、種類は特記によることとしています。 特記が無い場合は、MS-2としてください。
建築	12章	5節	12.5.1 木材	「吊元枠、水掛りの下枠及び敷居はひのき、その他は松又は杉」とあるが、126ページの表12.2.3代用樹種の造作材には杉・松・ひのきが一括りになっており、代用樹種は共通となっております。 杉・松・ひのきが一括りになっているということは、ひのきの代用で杉又は松もOKなのか。 ひのき造作材の代用樹種を提案したいが、表12.2.3の樹種+代用樹種と考えてよいのか。	5節の12.5.1より、「窓、出入口その他」の木材は特記によるものであり、表12.2.3を読みに行くとは記載していません。 12.5.1で指定しているのは「窓、出入口その他」の木材で特記がない場合に、「吊元枠、水掛りの下枠及び敷居はひのき、その他は松又は杉」とするというものです。

工種	編・章	節	細目等	質問内容	回答
建築	19章	11節	19.11.1 材料	乾式遮音二重床下地張り工法について、平成25年度版までは、水掛り範囲以外について、普通合板の2類が使用できていたが、平成28年度においては、1類を使用する記述となったが、2類は使用できないのか。	平成28年度では、普通合板の1類を標準としています。2類を使用する場合は、特記等で対応してください。
電気	2編1章	8節	1.8.6 器具類	住宅用分電盤について、「過電流警報装置の品質及び性能は、特記による。」とあるが、過電流警報装置付きとしなければならないのか。	過電流警報装置付きとはしておりません。過電流警報装置を設ける場合の仕様として記載してあるものです。
電気	2編2章	13節	2.13.5 D種接地工事の省略	2.13.5(6)にある防食措置とは、ポリエチレンライニング鋼管の様な樹脂被覆は措置になるのでしょうか。また、どの様な内容が防食措置による接地の省略になるのでしょうか。	ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管（GLT等）やポリエチレン被覆鋼管（PLP）などは、防食措置を施した管になります。したがって、この部分は「D種接地工事」を省略することができます。防食措置には、アスファルト塗覆装、硬質塩化ビニル被覆などがありますが、電気配管では、上述した、ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管（JIS C 8380）が、もっとも一般的に使用されております。（いわゆる（PE管）です）
機械	2編2章	9節	2.9.4 排水及び通気配管	満水試験、通水試験、導通試験及び洗濯機用防水パンの水張り試験の実施が記載されているが、各試験はどの様に実施したらよいのか。	試験方法についての定めはありません。受注者等からの提案内容を確認のうえ、決定してください。
機械	3編2章	2節	2.2.4 ダクトの吊り及び支持	共通仕様書には「台所排気系横走りダクトの吊り間隔は、2,000mm以内とする。」とありますが、その他の箇所（浴室、トイレ等）のダクトの吊り間隔は、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）に記載のある4,000mm以下となるのですか。	2.2.4は「スパイラルダクト及びステンレスダクト」に関する記述となっております。浴室系排気ダクトに用いられる塩ビダクト及び耐火二層管は、P730の2.2.8「硬質ポリ塩化ビニル管ダクト」及びP731の2.2.9「換気用耐火二層管（2管路型管を含む）」にダクトの吊り間隔が記載されており、平成25年度版と同様に2,000mm以内を標準としています。
機械	5編1章	3節	1.3.7 潜熱回収型給湯器	平成28年度版では、「潜熱回収型を標準とし・・・」という記載がなくなったが、従来型の給湯器を使用してよいのか。	H25年度版では「5.2.8給湯器ユニット及びガス湯沸器」としていた記載を、H28年度版では標準仕様書と整合を図る上で「1.3.6ガス湯沸器」と「1.3.7潜熱回収型給湯器」に分かれて記載されています。H25年度版の給湯器ユニットに関する記載は「1.3.7潜熱回収型給湯器」に統合されていますので、特記対応がない場合は潜熱回収型となります。

公共住宅建設工事共通仕様書（平成28年度版） Q & A

工種	編・章	節	細目等	質問内容	回答
機械	9編7章	2節	7.2.2 基本仕様	S波感知器の設置位置について、7.2.2では頂部が標準とされているが、2.2.6.3では機械室なしの場合は昇降路底部が標準と記載されている。頂部、底部のどちらが標準設置位置であるのか。	2.2.6.3で機械室なしの場合は昇降路底部が標準設置位置となっているが、7.2.2で住宅用エレベーターとして改めて機械室の有無にかかわらず頂部設置を標準とするものとして示しているものです。 ただし、底部設置を否定しているものではなく、メーカー仕様やその他要因により底部設置となる場合も想定されるため、必要に応じて特記等に対応してください。